

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 19 (98. 7. 23)

事務局

TEL 0584-78-4119

大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

徳山ダム水没地共有化運動にご理解とご支援を

私たち、徳山ダム建設中止を求める会は、この度、徳山ダム水没予定地の公団の未買収地の権利の一部を取得し、全国の皆様に共有して頂く手続きを進めております。

まず最初に、私たちの運動の趣旨をご理解の上、権利を譲って下さった旧徳山村の地権者の方に深く感謝いたします。これまで建設省・水資源公団が進めてきた地権者との交渉は、徳山村の方々をないがしろにするものでした。事業者にとって用地取得が難航してきたのは、ひとえに事業者の側の責任です。にもかかわらず、事業者はついに「強制収用はしない」という「確認書」を一方向的に破棄し、強制収用に向かって手続きを始めました。このことへの地権者の方々の怒りが、建設中止を求めて活動する私たちへの水没地の権利贈与として表れたことを、事業者は謙虚に受け止めるべきです。

徳山ダムについて、建設省が掲げた「公益性」のすべてが、実際には存在しないことが明らかになっています。血税を使つての無駄な公共事業で次世代に大きな負担を押しつけてはなりません。徳山の貴重な自然・生態系は次代に受け継がれるべきです。私たちはあくまでも建設中止を求めます。それはダムを作らせないというだけでなく、この数十年、日本の社会が切り捨てないがしろにしてきたものを正面から見据え、その価値を再確認していく作業でもあります。「下流のために、都市のために」と山村の暮らしを破壊してきた歴史は、実は都市住民の暮らしをも脅かしています。

旧徳山村の方々の中には、私どもの徳山の地の共有化について、心穏やかでない方もおいでかもしれません。徳山ダムにかかわる長い歴史の中で、私どもが声を上げるのが余りにも遅かったことについてはお詫びの言葉もありません。しかし、徳山の方々のふるさとを想う心と、私たちの「都会中心、大量消費・大量廃棄の社会を変えて行きたい」「自然を大切にしつつ次世代への責任を果たしたい」という気持ちとは、必ず触れあうことができると信じています。

当会は、贈与して下さった方の御意志と徳山の方々の真の願いを実現すべく、全力を上げて努力していく所存です。

最後に全国の皆様にお願ひします。事業者側はすでに強制収用に向けた手続きとして建設省に「事業認定申請」を行っています。私たちの土地への強制収用攻撃は避けられないかと考えます。今後、公益性のないダム建設に強権的手段は許さない、という闘いを繰り広げていきます。徳山ダム水没地の共有化運動への熱いご理解とご支援を！

1998年7月23日

徳山ダム建設中止を求める会
代表 上田武夫・運営委員一同

共有化運動の具体的方法及び「確認書」については、次ページをご覧ください。

徳山ダム水没地共有化にご協力下さい

共有化に参加して頂ける方は至急、住民票（抄本）1通を事務局にお送り下さい。費用は3000円（+できましたらカンパ）をお願いします。ただし、お送り頂いた住民票がすべて生かされるかどうか分かりません。事業者側はすでに強制収用に向けた手続きとして建設省に「事業認定申請」を行っています。近々「認定処分」が下される可能性が大了。その時点で**共有化に向けた手続きが遮断**されます。一方で登記手続きには時間がかかります。現在、第1陣の共有化手続き（48名）を行っています。こうして共有化運動を公表したことで、**建設省が認定処分を急ぐ可能性**があり、第2陣の手続きができるかどうか確信できません。そこで、とりあえず住民票のみお送り頂いて、手続きができましたら、お知らせし、費用をご請求します。その後、振込用紙にてご送金下さい。

とりあえずの締切は**8月2日（必着）**、先着100名をお願いします。

建設省・水資源開発公団・岐阜県、三者一体で約束を破った

確認書と徳山ダム強制収用問題（別紙「抗議・質問書」参照）

徳山村では、1971年、ダムの「実施計画調査」の立ち入りに同意するかどうかを巡って、村民は揺れ動いた。10月、村民大会が開かれ、この内容を元に、12月27日付の3つの文書が作成された。（① 徳山ダム実施計画調査立入に関する確認書 ② 徳山ダム実施計画調査申入書に関する確認書 ③ 差入書）今回特に問題になるのは、強制収用について言及している ②と③の文書である。

②には第8項に「みだりに強制収用は行わない」とあり、当事者である徳山村村長と建設省中部地方建設局徳山ダム調査事務所長、及び立会人として当時の岐阜県知事の署名押印がある。③は②の「確認書」作成において、建設省側が文言にあれこれ注文をつけ、実質的に確認事項を骨抜きにしようとしていることを感じた徳山村民が、あえて「念押し」をしたものである。第2項には「徳山村民大会において、中部地方建設局徳山ダム調査事務所長及び岐阜県知事の言明した、ダム建設用地取得における土地収用法の見解の趣旨にかんがみ、いかなる段階においても、住民の犠牲となるような強制収用を行わないこと。」とある。徳山村民は、「建設省は強制収用は行わないと約束し、それを岐阜県知事も保証した」と受け取って、その後の交渉に入ったのだ。

徳山ダム建設事業は、1976年に、書類一切とともに水資源開発公団に引き継がれた。そして公団は建設省の監督下にある。しかし、昨年からは出ている公団の強制収用への発言にも、今回私たちの抗議行動に対しても「確認書」「差入書」へのコメント一つ出てこない。そして、「立会人・岐阜県知事」は、「強制収用やむなし」（=どんどんやれ）発言を繰り返している。間もなく建設省は「事業認定処分」を行うであろう。「強制収用を行わない」道義的責任のある建設省が、公団にその旨を引き継ぐことなく、公団からの「申請」を受けて強制収用への手続きを進めようとするのである。

6月30日、岐阜県庁の水資源課で、朱の色も鮮やかな大きな公印の押された文書（6月25日までは「保存していない」「どんな文書の話か分からない」といった対応）を目にして、この30年近い年月の意味を改めて考えさせられた。私たちは「徳山ダム建設中止を求める会」を作るまで、徳山の人たちがダム計画を受け入れたのだから仕方がない、と

考えていた。しかし私たちが黙っていて、様々な問題を「建設省・公団と徳山の人々との間の問題」としてしまったところで、建設省・公団は、やりたい放題をしてきたのだ。「それぞれの当事者だけの問題」とされた途端に、力あるものの勝手にまかり通る。向こうが「人民は分断して支配せよ」なら、こちらは「押し掛けてでも連帯を」・・・。

最初はできるだけ地元民に耳の聞こえの良い約束をする、既成事実を積み上げて地元をバラバラに切り崩す。切り崩してしまえば約束なんて無かったも同然。「公共事業」がどこでもやってきた手口だ。「公共事業」の元締め建設省が、水資源開発公団と（建設省出身の）岐阜県知事と一体になって進める今回の「徳山ダム強制収用問題」。皆さんの怒りの声を建設省にぶつけて下さい。

建設大臣あて

FAX 03-3502-5064

中部地方建設局局長あて

FAX 052-953-8471

水資源開発公団徳山ダム建設所あて

FAX 0585-22-4704

「事業認定申請」への意見書約150名分提出

6月10日、公団は強制収用への手続きの具体的第1歩として建設省への事業認定申請を行いました。「利害関係者」は起業地（藤橋村）での公示期間中（2週間）に都道府県知事に意見書を提出できます。私たちは日本で暮らすすべての人々が「利害関係者」であると考えてるので、機会をとらえて呼びかけを行い、短い期間ながら上記の分を提出できました。「数が多い」ことは確実に効いています。皆様のご協力に感謝します。

徳山ダム建設予定地からの「告発」、建設省を走らす？

昨年7月、徳山ダム建設予定地・磯谷で業者による不法伐採が行われていることを、徳山村の方からの通報で知り、中部地建に対して要請行動を行った（12号参照）。沢を埋めて伐採作業道が敷設されており、「治水上安全か、法的に適切に処理されているか」と尋ねたところ、「治水上も法的にも問題はない」との返事だった。納得しがたいので、検証のために、法的根拠を明らかにするよう、その後何度も中部地建に尋ねたが言を左右にして答えようとしなない。12月になって現場の建設省木曾川上流工事事務所・揖斐川大1出張所に聞くと、どうも法的にまともに処理されていないらしいと分かった。さらに中部地建に尋ねると、明らかに「はぐらかす」ことを目的にした回答を積み重ねる。一市民などに、本当のこと（まずいこと）を教えてはいけない、適当にあしらえば良い、という態度丸出しで。これは放置できない、と感じた。どんなことにせよ、官僚のウソとごまかしが通ってはならない。重大なことが隠されてしまうかもしれないのだから。

石井紘基衆議院議員のご協力で、今年5月に「質問主意書」を提出した。返ってきた答弁書では、河川法24条が適切に運用されていないことを認め、さらに「今後は遺憾なきよう」という仰々しい通達が出されていることも知った。また「河川法24条運用の全国統一基準」を作るそうだ。普通の市民には「当たり前でしょう、何で今までやっていないの？」としか感じないのだが、どうやら建設省ではこちらが考えているよりずっと「おおごと」であるらしい。「法をどう適用するかも含めて、すべて裁量の範囲内」と高言していた官僚組織に小さな風穴を開けた、とは言えるのかもしれない。（事務局；近藤）

夏の一日、徳山村・門入でキャンプを！

8月22日(土)・23日(日) バーベキュー付きキャンプ

8月22日 午後1時 大垣駅北口出発／午後1時半 揖斐川合同庁舎集合

参加費 5000円(2食と酒類等飲み物、交通費を含む)

日帰りも可能です。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

連絡先:徳山ダム建設中止を求める会 事務局:大垣市本町2-27(近藤方)

0584-78-4119(午後) / FAX 82-4119

行きに、私たちの共有地(本郷)をこの目で見ましょう！

ダム・トピック

<長良川河口堰／愛知県・三重県「違法支出」追及>

愛知県グループはすでに監査請求を出し、(多分「却下」となるだろうから)訴訟の準備も進めています。三重県グループも後続します。「徳山ダム」における岐阜県の違法支出追及の準備も少しずつ進めています。

<吉野川第十堰審議委ゴーサイン答申>

参議院選挙の議席確定もまだ湯気が出ている7月13日、吉野川第十堰審議委員会は「第十堰撤去・可動堰建設」のゴーサイン答申を出した。地元では七割が反対し、参院徳島県選挙区で「建設見直し・反対」を表明する候補が勝ったというのに。

しかし、世論はどんどん高まっている。徳島の人々、全国の人々は四国三郎(吉野川)をヘドロの川にするために血税を使うことなど許しはしない。

<川辺川ダム／「計画変更の異議申し立て」運動>

結局は建設省の説明を聞くだけの川辺川ダム審議委(徳山ダムと同じだ!)の答申を楯に、建設費を350億円から2650億円に変える「基本計画変更」が官報告示されている。川辺川ダムでは重要な事業目的・かんがいにおいて、対象農家の過半数が「要らない」と集団訴訟を起こしているが、これを無視した「計画変更」である。「基本計画変更」に対しては行政不服審査法による異議申し立てができる。「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」は申立人を募っている(異議申立締切は8月初頭)。

問合せ・連絡先:熊本市健軍2-25-61-201 TEL/FAX 096-365-3836

「技術と人間」徳山ダム連載:7月号に村瀬惣一さんの「治水論」掲載。次号は上田代表が生態系について書きます。連載掲載号は事務局で取り扱っています。(八百円)

運動が急速に展開しています。遠からぬうちに裁判闘争も構えます。すでに会費を頂いた方にも振込用紙を同封しました(すみません)。少しでもカンパを頂けたら幸いです。

「やめよ!徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任:近藤ゆり子
事務局 大垣市本町2-27 TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119
郵便振替:00800-7-31632 Email: tokuyama@geocities.co.jp

「みだりに強制収用せず」

27年前に確認書

知事が立ち会い、署名も

徳山ダム建設

今年度内の本体着工に向け、水資源開発公社が土地収用手続きを進めている徳山ダム（岐阜県藤橋村）建設事業をめぐる、27年前に建設予定地の旧徳山村長と建設省徳山ダム調査事務所長が「みだりに強制収用は行わない」ことなどを取り決めた確認書を、当時の同

県知事が立会人となって取り交わしていたことが1日までに分かった。建設計画に反対する地元住民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（土田武夫代表）は、「収用手続きは確認書の一方的な破棄」と批判し、1日までに建設省中部地方建設局、同

公団中部支社、岐阜県知事に抗議文を提出した。1971年4月に建設省から旧徳山村にダム実施計画調査の申し入れが行われ、同年12月27日に確認書が交わされた。中部地建の津田正幸徳山ダム調査事務所長と根尾定雄・徳山村長、立会人の平野三郎知事

の当時の関係者3人が署名と押印をしている。村民の移転をめぐる建設省側の役割について、確認書では「関係機関の協力を得て住民の生活が安定するよう配慮を持って解決をはかる」とあるほか、「（徳山村長の）同意が得られるまで、ダム建設工事に着手しない」「みだりに強制収用は行わない」とある。確認内容に疑問が生じた場合は、両者でその都度協議することも定めている。

同公団中部支社の市川宏武建設部長は「確認書の存在は知っていた。家移転は必ずして終わっており、住民を犠牲にしているとか、『みだりに行ない』とは思わない。確認書の精神は尊重して今後も任意交渉に努力する」と話している。（井上 啓）

7/2 毎日

建設反対の意見書

徳山ダムの事業認定申請 中止求める会が提出

岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムをめぐる水資源開発公団、富嶽開発が土地収用法に基づく事業認定を建設大臣に申請したことで、「徳山ダム建設中止を求める会」（土田武夫代表）は三十日、事業認定に反対する岐阜、愛知、三重、静岡県、長野の各県に住む百三十六人の意見書を岐阜県公共用地課に提出した。

意見書では「みだりに強制収用は行わない」とする、一九七一年に同県の旧

徳山村と建設省中部地方建設局が交わした確認書がある。工業用水の需要は見込めず、上水道も新規の需要がない以上、水道料金が

法外に高くなり利用者には多大な負担を強いる。折衷案に抱ける徳山ダムの洪水調節機能は小さく、「強補発動」の理由にはならない、などとしている。事業認定の申請を受けた建設省は、土地を収用する公益性などを密査し、認定が拒否の処分をする。

7 朝日

事業認定申請に抗議

公団へ強制収用を警戒

一部の用地買収が難航している折衷案藤橋村の徳山ダムをめぐる、「徳山ダム建設中止を求める会」（土田武夫代表）のメンバーは十七日、水資源開発公団などが事業認定を申請したことに抗議し、現地の徳山ダム建設所を訪れて、この建設所と同公団中部支社あての申入書を提出した。同公団と電源開発局十六日、土地収用法に基づく事業認定を建設大臣に申請。認定されれば、公団は県の入れるよう、岐阜知事あての要請書を提出した。十六日夜には、事業認定の拒否とダム事業の見直しを求める要請書を、建設大臣にあててファクスで送ったという。

6/18 京月

収用委員会に対して一年以内の裁決を申請でき、収用が却下か、裁決される。収用の裁決が出ると、地権者は一定の補償金を受け、土地に関する権利が消滅する。申入書では、この申請について「強制収用の具体的な第一歩だ。強権的手段を発動することに強い憤りを覚える」と非難し、ただちに



徳山ダムに「一坪地主」

48人 反対派
強制収用対象地を共有

岐阜県藤橋村の徳山ダムの建設に反対している同県大垣市の「徳山ダム建設中止を求めめる会」（上田武夫代表）は二十二日までに、強制収用の対象となる土地の一部について、四十八人が共有地権者となる手続きを取った。水資源開発公団が六月、強制収用を前提に建設省に事業認定を申請したことへの対抗措置で、これにより、公団が目指して

いた今年度中の本体着工は微妙な情勢になってきた。徳山ダムの本体着工に取

りかかるためには上流の共有地を買収しなければなら

ないが、公団は地権者百五十人のうち、七人の同意が得られないでいた。このため六月十日に土地収用法に基づき事業認定を申請。認定後は直ちに岐阜県の収用委員会に裁決申請する意向

た。

で、土地を強制収用してても年度内に本体着工しようと準備を進めてきた。

求める会はこれまで、いわゆる「一坪地主運動」が展開できないかと考えていたが、今回、七人のうちの一人から理解を得て、四十八人の一部はすでに「贈与」の登記を終了、残りについて二十一日に手続き書類を法務局に提出した。

7/23 期日

当事者として運動

徳山ダム「中止求める会」会見

48人が共有地権者に

岐阜県藤橋村の徳山ダム建設で、強制収用の対象となる土地の一部について共有地権者となる手続きを取った、建設反対派の「徳山ダム建設中止を求めめる会」（上田武夫代表）のメンバーが二十三日、東京で記者会見し、「徳山ダムには公益権がない」という主張を地権者としてあらゆる機会を通じて訴えていきたいと述べた。

水資源開発公団と電源開発局は六月十日、土地の強制収用の前提として、土地収用法に基づく事業認定を建設大臣に申請した。公団は本体工事の着工に向けて、同意を取っておかなければならない共有地の地権者百五十人のうち、七人の同意が得られないでいた。

「収用委員会の審理をはじめ、あらゆる機会に地権者の立場でダムの公益性の大きさを訴えたい。収用の裁決が出たら、不服の訴訟を起こす」「旧徳山村の人の思

7/24 期日

いを十分受け止めたい。これまでよそ者と言われてきたが、これで当事者として運動できる」と口々に語り、強制収用に向けた動きに地権者の立場から反対する姿勢を強調した。